

90. ギリシア

ギリシアでは、他人の財産に行われた改良は、民法904条の一般的な利息返還請求権に含まれる。³⁶¹たとえば、同条は〔訳注：原文の they apply は it applies の誤りと思われる〕共有財産を改良するために他の共有者の利益となる金銭を出費した共有者や、後に所有者に引き渡さなければならない財産に改良を行った占有者や留置者に適用される。³⁶²償還請求権の基準は、所有者の利益の額である。通説によれば（異論がないわけではないとしても）、所有者・占有者関係に関する法（1096条以下）は、同じ事実に基づく不当利得法の適用を妨げず、³⁶³第1に重要な事情は、利得債権者が占有権に関連して悪意であるかどうかである〔である。訳注：この文には述語が抜けている〕。特別な場合には、押し付けられた利得に関する原則が改良者の償還請求権に不利に作用することがある。³⁶⁴

91. ハンガリーとルーマニア

ハンガリーにおいては、他人の財産の改良に費やされた金銭や努力の償還に関する法は、必要な改良と有益な改良を民法194条で区別する「法律上の原因のない占有」（そうでなければ「所有者・占有者関係」とされるもののハンガリー風の説明）³⁶⁵に関する法を含む多数の法的構築物の中に散在している。善意の占有者のみが有益費の補償を求めることができる。

148 悪意占有者は、有益な改良を理由とする利得の償還請求権を主張できるにすぎない。用益権（162条2項）と賃借権（427条3項。有益費に関して、この規定は、侵害が不当である場合の不当利得法を参照する事務管理法を準用している。）については特別の規定がある。隣地の侵犯については特別な制定法上の規律の対象である（110条1項。同条によれば、悪意の侵犯者は、隣人に土地と建物の所有権を移転する義務を負い、隣人はそれによって得た利得の補償義務を負う）。他人に属する土地上の建築（137条1項）、加工（133条3項）、付合（134条2項）、給付を得た者が利得を補償する義務だけを負うその他の場合を規律するために、特別の制定法上の規定が存在する。ルーマニアでは、所有者・占有者関係に関わる問題の解決の仕組みは、不当利得を妨げる基本原則の特別の表明とされている。³⁶⁶

92. ポーランドとスロヴェニア

ポーランド民法408条は、利益を拡大させることに使われた金銭の償還についての利得債務者の請求権を規律する複合的な規定を具体化している。本質的に、請求権は必要費の償還のために存在する。たんなる利益となった費用の補償は、引渡しの時に現存する給付価値の増加が残存する限りで求めうるにすぎない。原則として、悪意の利得債権者〔＝支出者。訳注：debtorはcreditorの誤記〕は、使われた金銭が引渡時の給付価値を増加させ

361 Georgiades and Stathopoulos (-Stathopoulos), art.904, no.103; Kornilakis, Eidiko Enochiko Dikaio 1, 377.

362 Stathopoulos loc. cit.

363 Stathopoulos loc. cit. Pref. to art.904, no.41.

364 Stathopoulos loc. cit. art.904, no.14.

365 Vékás, Magyar Jog 7/2003, 385, 398; Vékás, JbOstR XIX (1978), 243, 245.

366 Supreme Court, case no.556 of 27 January 2004; Supreme Court, case no.3149 of 10 July 2003.

る場合には、(必要費か有益費かにかかわりなく) 支出費用の補償を求めることができるにすぎない(同条2項)。利得債権者が[利得債務者に返還目的物に対する投下費用の]償還義務を負うときは、裁判所は、現物返還を許与することに代えて、支出費用の可否を推定して補償を命じることができる(同条3項)。スロヴェニアでは、財産法95条・96条により、給付物の改良に使われた金銭についての占有者の補償請求権は、ポーランドと同じように規律されている。善意占有者には、給付の保存に使う必要費につき補償請求権がある。これと対照的に、有益な改良の補償請求権は、所有者が利得している限度で認められるにすぎない(95条4項)。これに加えて、占有者は利得の使用分が費用から控除されることを甘受せざるをえない(95条5項)。悪意占有者は、所有者であってもそのような改良を行ったと思われる範囲でその財産を改良するのに使用した金銭の補償請求権を有するにすぎない(96条4項)。

93. ブルガリア

同様にブルガリア法では、財産に対して行った改良を理由とする原状回復請求権は、明確な規定群の対象となっていない。他人に属する不動産に対して費やされた金銭は、財産法[原文の英訳では資産・財産・地役権法だが別の英訳では所有権法とあり、物権法に相当するが、スロヴェニア等の場合と同様に、とりあえずは財産法としておく]72条・73条2項・74条で処理される。必要費・有益費・冗費は区別されている。いわゆる「改良」は、有益費の支出とみられる。判決が下される時点でその財産の価値の増加が存在していれば改良とされる。たとえば、建物が他人に属する土地に建築の許可なく建てられ、その土地所有者が収去を望んでいるときは、改良にはならない。これとは対照的に、所有者がその構造物の存続を希望するが、公的機関から取壊命令が得られているときは、改良はもちろん現存しており、切迫した取壊命令は償還請求権の額を判断する際に考慮される。善意占有者(財産法70条)は、必要費と有益費の補償請求権を主張できる。不動産を取得したが、取消しや解除によりそれを失った者は、資産・財産・地役権法72条の類推適用により、善意占有者と同様の支出費用の補償請求権を有する。この請求権は留置権により担保される(財産法72条3項)。所有者が支出を知ってそれに同意したときは、悪意占有者も善意占有者と同じ法的な扱いを受ける(財産法74条2項)。それ以外の場合には、悪意占有者は、価値の増加分と必要な支出の低い方を請求できるにすぎない(財産法74条1項)。資産・財産・地役権法の下での通説によれば、財産に支出した金銭の償還請求ができるのは、占有者のみであって、他主占有者(たとえば借主 *hirer or borrower*) は含まれない。他主

367 他人の財産への支出費用の原状回復に関する別々の制度間の境界線については、さらに、*Venedikov, Novo veshmo pravo*, no.205 p.234 を参照。

368 他人の財産に対しておこなわれた改良を理由とする補償請求権関連の諸問題について、民事事件9/74号に関する最高裁の1974年12月27日の会議の命令6号。

369 *Venedikov* loc. cit. no.204 p.232で批判されている同命令6号。

370 Loc. cit. no. I.

占有者は一般的な不当利得返還請求権（債務法59条）を有するだけである。³⁷¹

371 Supreme Court, case no.1909 of 23 September 1969, Civil matter no.889/69.